（１５）　鍋小学校いじめ防止基本方針 　　　　　　　　　令和６年４月１日改正

１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法より抜粋）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の　　児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為　　の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

２　いじめに対する基本的認識

○「いじめは絶対に許されない」「いじめを傍観する行為も同様に許されない」という認識を教職員が強く持ち、校長を中心とした学校総体としての児童への指導を徹底させ未然防止と早期解消に取り組む。

○「いじめは児童が集団で活動する場合は本校でも起こりうる」という認識を持ち、児童一人一人の理解を図り、「子ども　の居場所づくり推進テーブル」に示された４つの視点（人間関係・信頼関係・一致団結・連携協力）をキーワードとし　　て、いじめの未然防止と早期解消に向けた日常的な取組を推進する。

○いじめが起きた場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すというメッセージを教職員が言葉と態度で示す。

○いじめる側の児童には全職員が毅然とした態度で指導を行い、状況に応じては保護者の理解を得ながら個別の指導、関係　機関等に報告・連絡・相談等を行う。

○解決までの道のりを明確にし、経過の記録を必ず残しておく。また、安易に解決したと判断しないようにする。（少なく　とも３か月を目安とする。）

３　いじめ防止のための組織（いじめ不登校対策委員会）

 いじめ対策のために、校長、教頭、教務主任、情報集約担当者（生徒指導担当）、人権教育主任、該当担任、養護教諭等　　からなる組織を設置（いじめ不登校等対策委員会）する。また、いじめの程度や内容によりＳＳＷ、ＳＣ、人権擁護委員　　主任児童委員、関係民生委員やＰＴＡ役員等関係機関との連携を図りながら対応等について協議（校区委員会）する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ◆いじめ不登校等対策委員会　校長、教頭、情報集約担当者（生徒指導担当）人教育主任、該当担任、養護教諭・いじめの情報を共有し、早期対応策を立案する。 ・ＳＳＷ及びＳＣとの連携を図る。 |  | ◆生徒指導推進委員会 校長、教頭、生徒指導担当 ・いじめに特化した問題だけでなく、日常生活やタマにゃんチェック等から早期発見する手立てを提案する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ◆校内研修 ・授業改善　　・教育相談 ・いじめの理解や防止に関する研修 |  | ◆関係機関 ・教育委員会　・人権擁護委員会　・主任児童員　・関係民生委員　・ＰＴＡ役員 |

４　いじめの防止について（未然防止）

（１）いじめを起こさない学校・学級づくり

○人権尊重の視点に立った学校づくりを進め、教科等の指導・生徒指導・学級経営等の充実を図る。

○全ての教育活動を通じて道徳教育や特別活動の充実を図り、自主性や思いやりの心、命の大切さ、規範意識等の素地を　養う。（学習規律、学び合い学習、命のプログラムユニット）

○日々の学校生活の中で、自尊感情を育て、まじめに一生懸命に努力する態度とそれを肯定的に認める心情を育てる。

○「あそふじ」や「鍋っ子学習のきまり」、「毎月の生活目標」、「かがやき５」等の実践を通して、よりよい人間関係　と生活・学習習慣を築く。

（２）早期発見・早期対応

○日頃から児童との深い信頼関係を築き、いじめの訴えや小さなサインを見逃さないようにし必要な情報は職員間で共有　する。

○定期的なアンケートや面談だけでなく、日常の日記指導や保護者と連絡帳等を通して、児童・保護者が相談しやすい関　係づくりに努める。

○ささいな兆候であっても、いじめと疑われる遊びや悪ふざけなどの行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、早期　解消を心がける。

（３）保護者・地域住民・関係機関等との連携

○いじめ対応には、校内委員会に人権擁護委員、主任児童委員、民生委員、ＰＴＡ役員、更には必要に応じて関係機関を　加えて組織的に対応する体制を作り、保護者・地域に周知する。

○保護者への啓発を徹底し、ネット上でのいじめをしない、させない環境づくりに努め、情報安全の観点から情報モラル　教育を充実させる。

○いじめ防止の取組を、学級懇談会、学校便り、ＨＰ等で積極的に情報発信し、学校・保護者・地域が一体となって進め　ていく。スクールボランティアとも連携し、登下校時の見守りをお願いする。

○学校運営協議会において、調査結果や学校の取組等の情報を提供するなど、学校教育に対する理解といじめに対する認　識を深めてもらい、互いに情報の共有ができる関係づくりに努める。

５　いじめに対する措置

○いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。また、児童や保護者から「いじめではない

か」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞く。

○いじめが発生した場合は、何よりも「被害者保護」を最優先し、必要な情報は一人で抱え込まず、校長のリーダーシッ　プの下、教職員が一致協力し学校総体として積極的に対応する体制を整える。

○いじめの程度や内容に応じて、いじめ不登校等対策委員会で今後の対応等について協議する。

○関係の保護者とも情報の共有を図り、今後の指導等について話合いを持つ。

○必要に応じて、学級全体・学校全体の課題としてとらえ、再発防止に向けての取組を行う。

（対応の流れ）

 ①　校内委員会において事実関係の把握と対応検討

　　②　全職員での情報共有

　　③　教育委員会への報告

　　④　被害児童・保護者への報告とケア（教育相談、個別学習等）

　　⑤　加害児童・保護者への報告と指導

　　⑥　再発防止のための職員研修、全児童への指導

　　⑦　経過確認

６　重大な事態への措置

○いじめにより児童の生命や心身等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや児童が　学校を欠席することを余儀　なくされている疑いがあると認めるときは、速やかに状況を把握し教育委員会に報告し、校長のリーダーシップのもと　外部の専門家を加えたいじめ不登校等対策委員会等で検討の上、適切な措置をとる。

（対応の流れ）

 ①　校内委員会において事実関係の把握と対応検討、全職員での情報共有

　　②　教育委員会への報告と指導助言を仰ぐ

　　③　必要に応じ警察への相談または通報

　　④　校内委員会において対応の再検討

　　⑤　いじめを受けた児童及び保護者への情報提供とケア

 ⑥ いじめを行った児童及び保護者への指導、再発防止教育

　　⑦　再発防止のための職員研修、全児童への指導

　　⑧　経過確認

（対応のフローチャート）

いじめ（発生）発見

（教育相談を含む）

・市教委

75-1215

・教育事務所

74-2301

・いじめ・不登校アドバイザー

74-2232

・外部機関

児童相談所

福祉事務所

医療機関

・地域

校長

教頭

情報集約担当者

生徒指導担当

いじめ不登校等対策委員会

＜いじめの定義＞

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

※「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

全職員

学級担任

保護者

職員会議・職員朝会

・共通理解

・指導体制の確立

・対応検討

・チェックリスト活用

１　事実の正確な把握

２　迅速な対応

（１）個別指導

（２）全体指導

（３）保護者への対応

（事実を正確に、

誠意をもって）

（４）保護者会

（校長判断）

校長を中心とした学校総体としての組織的な対応

事実伝達

対応

７　校内研修及び取組の評価

○人権教育や生徒指導に関する研修会（見つめる会等）を実施し、一人一人の児童理解といじめ　に対する教職員の共通認識を図る。

 ○教職員による毎月の点検活動をはじめ、毎学期毎の評価において、道徳教育や人権教育等の　　　実施状況及びいじめへの対応等について評価し改善を図るように努める。

 ○児童が教職員に率直に相談できるよう、カウンセリングやコミュニケーションのスキル研修に　　努める。

☆主な年間計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８･９月 | １０月 |
| 早期発見 | タマにゃんチェック日記や連絡帳　（毎月） | タマにゃんチェック | タマにゃんチェック | タマにゃんチェック | タマにゃんチェック | タマにゃんチェック |
| 防止対策 | ・生活学習目標の設定・登校班チェック・学級づくり・授業づくり・命のプログラム(毎月)・基本方針の周知 | ・生活学習目標の設定 | ・生活学習目標の設定・心の絆を深める月間の取組・学校運営協議会 | ・生活学習目標の振り返り・夏休みのくらし・スクールボランティア総会・地区懇談会・「岱明中校区携帯電話等使用ルール」 | ・生活学習目標の設定・学校運営協議会 | ・生活学習目標の設定 |
| 研修・評価 | ・生徒指導推進委員会(毎月)・見つめる会・日常点検 | ・人権教育研修・見つめる会・日常点検 | ・見つめる会・日常点検 | ・レポート研・児童アンケート・学校評価 | ・人権教育研修・見つめる会・日常点検 | ・見つめる会・日常点検 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 早期発見 | タマにゃんチェック日記や連絡帳　（毎月） | 心のアンケート教育相談 | タマにゃんチェック | タマにゃんチェック | タマにゃんチェック |
| 防止対策 | ・生活学習目標の設定 | ・人権学習・集会・冬休みのくらし・生活学習目標の振り返り・いじめへの意識喚起・「岱明中校区携帯電話等使用ルール」 | ・生活学習目標の設定 | ・生活学習目標の設定・学校運営協議会・「岱明中校区携帯電話等使用ルール」 | ・生活学習目標の振り返り・春休みのくらし |
| 研修・評価 | ・見つめる会・日常点検 | ・心のアンケート結果分析他・児童アンケート・学校評価・見つめる会 | ・見つめる会・日常点検 | ・人権教育研修・日常点検・学校評価 | ・基本方針の見直し・年間評価 |